



鳥取県公報

令和6年3月8日(金)
第9577号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定 (95) (医療・保険課) 2
	特定農業用ため池の指定の解除 (96) (農地・水保全課) 3
	基本測量の終了 (97) (県土総務課) 3
	公共測量の実施 (2件) (98・99) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (100) (中部総合事務所農林局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (101) (西部総合事務所県民福祉局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (102) (〃) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (103) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (104) (〃) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (105) (〃) 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (11) 6
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (議会事務局総務課) 6
	一般競争入札の実施 (米子工業高等学校) 11

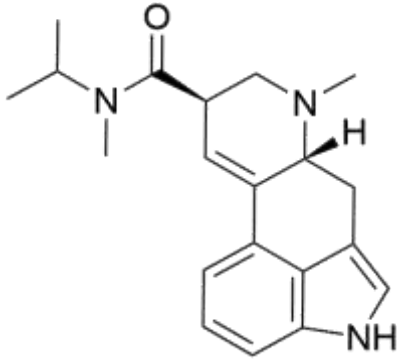
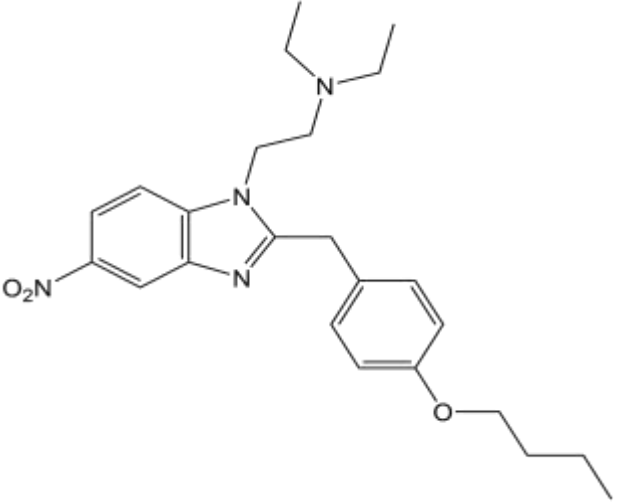
告 示

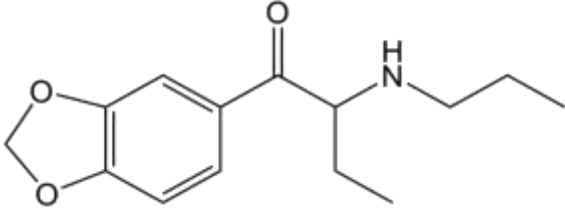
鳥取県告示第95号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
5-知(1)-13	MiPLA、MIP LA、Methyl isopropyl lysergami de	<p>(8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類</p> 
5-知(1)-14	Butonitaz ene	<p>2- { [(4-ブトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類</p> 

5-知(1)-15	N-Propylbutylone、Propylone、butylone、bkk-PBDB	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類 
-----------	--	---

鳥取県告示第96号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づく特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	解除の年月日
仏石	東伯郡北栄町六尾1425	令和6年3月8日

鳥取県告示第97号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域 八頭郡智頭町及び八頭町
- 3 終了年月日 令和5年12月22日

鳥取県告示第98号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 4級基準点測量（TS（結合多角方式）による計測）
- 2 作業期間 令和5年7月26日から令和6年3月1日まで
- 3 作業地域 米子市長砂町

鳥取県告示第99号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和6年2月29日から同年3月22日まで

3 作業地域 倉吉市及び東伯郡三朝町

鳥取県告示第100号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年3月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理事	小 谷 俊 一	倉吉市下米積411
〃	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
〃	萬 場 幹 男	倉吉市福光260
〃	太 田 里 美	倉吉市服部440
〃	田 村 順 一	倉吉市服部833-2
〃	前 田 賢	倉吉市大谷544
〃	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	河 本 勲	倉吉市横田653
〃	廣 田 伸 一	倉吉市国府989-42
〃	福 井 康 夫	倉吉市下福田353
〃	岩 本 通 孝	倉吉市上米積827-4
〃	長 田 浩 二	倉吉市横田701
〃	澁 谷 史 郎	倉吉市下福田706-108
〃	筏 津 栄	倉吉市別所126
〃	森 田 勇 人	東伯郡北栄町東高尾429
〃	岸 田 章 敬	倉吉市服部979-157
監事	坂 本 秀 隆	倉吉市下米積329
〃	前 田 浩 登	倉吉市福光565-2
〃	大 田 泰 弘	倉吉市大立739

令和6年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	高 木 昇 一	倉吉市服部685
〃	城 内 勇	倉吉市服部683
〃	馬 壁 厚 子	倉吉市服部979-28
〃	福 井 康 夫	倉吉市下福田353
〃	岩 本 孝 志	倉吉市下福田722-5
〃	岩 本 通 孝	倉吉市上米積827-4
〃	武 本 正 道	倉吉市下米積438
〃	村 岡 武 士	東伯郡北栄町上種300-1
〃	長 田 浩 二	倉吉市横田701
〃	河 本 勲	倉吉市横田653
〃	大 下 啓 一	倉吉市福光421
〃	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
〃	前 田 賢	倉吉市大谷544
〃	廣 田 伸 一	倉吉市国府989-42

〃 筏 津 栄 倉吉市別所126
 監 事 坂 本 秀 隆 倉吉市下米積329
 〃 福 永 齊 巳 米子市錦町三丁目77-5
 〃 野 崎 悦 生 倉吉市三江456
 令和6年2月17日就任 任期4年

鳥取県告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
S o p h i a 合同会社	ひかりヘルパーステーション	米子市和田町638-6	令和6年3月1日	訪問介護
〃	ひかり訪問看護リハビリステーション	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
S o p h i a 合同会社	ひかり訪問看護リハビリステーション	米子市和田町638-6	令和6年3月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日南町	日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	令和6年2月19日	令和6年3月31日	短期入所療養介護
社会福祉法人宏平会	ヘルパーステーションまちなか	米子市紺屋町31-3	令和6年2月26日	〃	訪問介護

鳥取県告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日南町	日南町国民健康保 険日南病院	日野郡日南町生山 511-7	令和6年2月 19日	令和6年3月 31日	介護予防短期入 所療養介護

鳥取県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町高 田1685-3	柿木村共同作業所	西伯郡大山町高田 1685-3	生活介護	令和6年3 月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和6年3月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,099
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,491
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	142,485
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,672
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,273
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,442
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,190
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,111
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,202
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,780
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,162
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,807

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県議会議場音響設備等整備業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

(4) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、契約申込金額は、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を見積もった額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独事業者又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独事業者に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

(ア) 電気通信機器類の電子通信機器

(イ) 機械器具類の諸機器

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年3月15日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱

(平成29年10月5日付第201700167239号) 第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のA及びウからオまでの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 電気通信機器類の電子通信機器

(イ) 機械器具類の諸機器

なお、上記(ア)又は(イ)の業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年3月15日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独事業者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

(テ) 代表者の変更

(ト) 解散後の契約不適合責任

(ナ) 解散後の著作権

(ニ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県議会事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7467

ファクシミリ 0857-26-7461

電子メール gikaisoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年3月8日(金)から同年4月16日(火)までの間にインターネットの鳥取県議会のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年3月8日(金)から同年4月16日(火)までの日(日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和6年4月22日(月)午後3時。ただし、郵便等により提出された入札書及び企画提案書等の受領期限は、同月19日(金)午後5時とする。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟2階 議長応接室

なお、郵便等による提出の場合は、(1)の場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和6年4月22日(月)午後3時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟2階 議長応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和6年4月16日(火)正午までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、鳥取県議会議場音響設備等整備業務総合評価審査会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) 本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Tottori Prefectural Assembly Hall sound equipment etc. maintenance : 1 set

(2) April 16, 2024 noon: Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation

(3) April 22, 2024 3 : 00 PM(JST) : Time-limit for the submission of tenders

(April 19, 2024 5 : 00 PM(JST) : Time-limit for the submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: General Administration Division, Tottori Prefectural Assembly,

1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7467

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

鳥取県立米子工業高等学校長 松 川 明 義

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立米子工業高等学校NC制御室パソコン等賃貸借一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間等

ア 借入期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで

イ 契約期間

契約締結日から令和11年8月23日まで

(4) 納入期限

令和6年7月31日（水）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

入札説明書に示す方法にしたがって計算した(2)の借入物品に係る(3)の契約期間中の賃借料（保守料等を含む。）の総額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年3月13日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和6年3月8日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年3月8日（金）から同月28日（木）までの日にインターネットの鳥取県立米子工業高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年3月8日（金）から同月28日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、令和6年3月28日（木）は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月18日（木）午後1時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日（水）午後4時45分までとする。

イ 場所

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目又は第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に令和 6 年 3 月 28 日(木)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかったときは、開札を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set
- (2) March 28, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) April 18, 2024 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders
(April 17, 2024 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220
Bakuroumachi, Yonago-shi, Tottori 683-0052 Japan TEL : 0859-22-9211